



○教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について(通知)

26文科初第630号

平成26年9月26日

各都道府県知事 殿
 各都道府県教育委員会 殿
 各指定都市・中核市市長 殿
 各指定都市・中核市教育委員会 殿
 各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長 殿
 各構造改革特別区域法第19条第1項の認定を受けた市区町村の教育委員会の長 殿
 各国公私立大学長 殿
 各指定教員養成機関の長 殿
 大学を設置する各地方公共団体の長 殿
 各公立大学法人の理事長 殿
 大学を設置する各学校法人の理事長 殿
 大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 殿
 放送大学学園理事長 殿
 各大学共同利用機関法人機構長 殿
 文部科学省が所管する各独立行政法人の長 殿
 免許状更新講習の開設者の指定を受けた各法人の長 殿

文部科学省初等中等教育局長
 小松 親次郎

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について(通知)

このたび、別添のとおり、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令(平成26年文部科学省令第28号)」及び「免許状更新講習規則の一部を改正する省令(平成26年文部科学省令第29号)」(以下「改正省令」という。)が平成26年9月26日に公布され、平成27年4月1日から施行されることになりました(ただし、免許状更新講習の見直しに係る改正については平成28年4月1日から、幼保連携型認定こども園制度開始に伴う規定の整備に係る改正については子ども・子育て支援法の施行の日から施行します)。

また、これらの改正に伴い、必要な告示を制定したところです。本告示の実施日は平成28年4月1日となります。改正省令等の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただきますようお願い致します。

記

第1 改正省令等の概要

1. 教員の養成の状況についての情報の公表

認定課程を有する大学は、教員の養成の状況についての情報を公表するものとしたこと。情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとしたこと。(改正後の教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)(以下「施行規則」という。)第22条の6関係)

なお、公表するものとした情報は以下のとおり。

- (a) 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること。(施行規則第22条の6第1号)
- (b) 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること。(施行規則第22条の6第2号)
- (c) 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること。(施行規則第22条の6第3号)
- (d) 卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること。(施行規則第22条の6第4号)
- (e) 卒業者の教員への就職の状況に関すること。(施行規則第22条の6第5号)
- (f) 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること。(施行規則第22条の6第6号)

2. 大学に入学する前に外国の大学において修得した科目の単位の取扱い

認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に、授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学において修得した科目の単位のうち、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)等の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位の単位に含めることができることを明確化したこと。(施行規則第10条の7関係)

3. 免許状更新講習の見直し

教育職員免許法(平成24年法律第147号)第9条の3に規定する免許状更新講習について、教員の職務の遂行に必要なものとして文部科学省令で定める事項等を以下のとおり改正したこと。

(1) 必修領域、選択必修領域、選択領域の区分の創設

改正前の制度では、「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」を十二時間以上及び「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」を十八時間以上としていた免許状更新講習の課程について、「必修領域」(全ての受講者が受講する領域)を六時間以上、「選択必修領域」(受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域)を六時間以上及び「選択領域」(受講者が任意に選択して受講する領域)を十八時間以上としたこと。(改正後の免許状更新講習規則(平成20年文部科学省令第10号)(以下「更新講習規則」という。)第4条関係)

(2) 免許状更新講習の内容の見直し

免許状更新講習の内容について、各領域毎にそれぞれ以下のとおりとしたこと。(更新講習規則第4条関係)

(a) 必修領域

- イ 国の教育政策や世界の教育の動向
- ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察
- ハ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。)
- ニ 子どもの生活の変化を踏まえた課題

(b) 選択必修領域

- イ 学校を巡る近年の状況の変化
- ロ 学習指導要領の改訂の動向等
- ハ 法令改正及び国の審議会の状況等
- ニ 様々な問題に対する組織的対応の必要性
- ホ 学校における危機管理上の課題
- ヘ 教育相談(いじめ及び不登校への対応を含む。)
- ト 進路指導及びキャリア教育
- チ 学校、家庭並びに地域の連携及び協働
- リ 道徳教育
- ヌ 英語教育
- ル 国際理解及び異文化理解教育
- ヲ 教育の情報化(情報通信技術を利用した指導及び情報教育(情報モラルを含む。))等
- ワ その他文部科学大臣が必要と認める内容

(c) 選択領域

幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題

(3) 免許状更新講習修了・履修証明書の様式の見直し

免許状更新講習の内容の見直しに伴い、免許状更新講習修了・履修証明書の様式を見直したこと。(施行規則別記第4号様式関係)

なお、平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入することとした。(施行規則別記第4号様式備考第3号関係)

(4) 関連告示の廃止

免許状更新講習規則第四条第二項に規定する事項の詳細な内容及び同令第六条に規定する修了認定の基準を定める告示(平成20年文部科学省告示第50号)において定められていた免許状更新講習の内容等について、免許状更新講習規則において定めることとしたため、本告示を廃止することとしたこと。(免許状更新講習規則第四条第二項に規定する事項の詳細な内容及び同令第六条に規定する修了認定の基準を定める告示を廃止する告示(平成26年文部科学省告示第136号)関係)

4. 幼保連携型認定こども園制度開始に伴う改正

幼保連携型認定こども園制度開始に伴う規定の整備を行ったこと。

5. 経過措置

以下のとおり、経過措置を規定したこと。

(1)改正省令による改正前の免許状更新講習規則第4条第1項第1号の事項について履修認定を受けた者は、更新講習規則第4条の表必修領域の項及び選択必修領域の項に掲げる事項について履修認定を受けた者とみなすこと。(免許状更新講習規則の一部を改正する省令附則第1項関係)


(2)改正省令による改正前の免許状更新講習規則第4条第1項第2号の事項について履修認定を受けた者は、更新講習規則第4条の表選択領域の項に掲げる事項について履修認定を受けた者とみなすこと。(免許状更新講習規則の一部を改正する省令附則第2項関係)


第2 施行期日

教員の養成の状況についての情報の公表及び大学に入学する前に外国の大学において修得した科目の単位の取扱いに係る改正については平成27年4月1日から、免許状更新講習の見直しに係る改正については平成28年4月1日から、幼保連携型認定こども園制度開始に伴う規定の整備に係る改正については子ども・子育て支援法の施行の日から、それぞれ施行することとしたこと。

第3 留意事項

改正後の免許状更新講習の開設・運用方法等については、別途通知を発出する予定であること。

 [教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について\(通知\)別添 \(PDF:408KB\)](#)

 [教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等\(概要\) \(PDF:113KB\)](#)

お問合せ先

初等中等教育局教職員課

電話番号:03-5253-4111(内線2451)



PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、まずダウンロードして、インストールしてください。

(初等中等教育局教職員課)

— 登録:平成28年04月 —

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等 【概要】

以下の3点に関連して、教育職員免許法施行規則等を改正する。

- 「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」における提言内容を踏まえた改正
- 免許状更新講習の改善に関する改正
- 幼保連携型認定こども園制度開始に伴う改正

1. 「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」を踏まえた改正

「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」（平成25年10月15日 教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議）における提言を踏まえ、以下の2点について改正を行う。

(1) 教職課程における情報の公表

教職課程を有する大学が、教員の養成に係る教育の質の向上や社会に対する説明責任を果たすため、教員養成に関する情報について、公表を義務付ける。

<公表が必要な情報>

教員養成の目標、教員養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績、教員養成に係る授業科目、卒業者の教員免許取得の状況、卒業者の教員への就職状況 等

(2) 教職課程のグローバル化対応

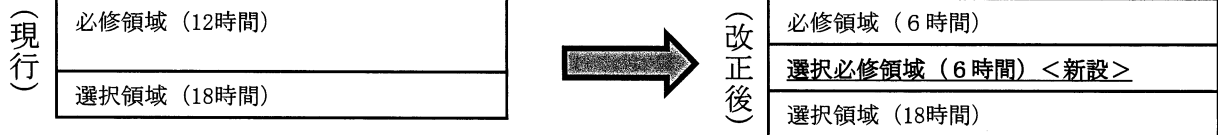
教職課程を有する大学に入学した者が、当該大学に入学する前に外国の大学において修得した単位を、免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができることを法令上明らかにする。

2. 免許状更新講習の改善に関する改正

「教員免許更新制度の改善について」（平成26年3月18日 教員免許更新制度の改善に係る検討会議）における提言を踏まえ、以下のとおり免許状更新講習の枠組み及び内容について改正を行う。

(1) 選択必修領域の導入について

これまで必修領域（12時間）及び選択領域（18時間）だった枠組みを、必修領域（6時間）、選択必修領域（6時間）及び選択領域（18時間）とし、現下の教育課題を適切に選択して学べるようにする。



(2) 各領域の内容の見直しについて

必修領域について、全受講者が共通に受講すべき内容を精選するとともに、選択必修領域について、受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講するものとして内容を構成する。

必修領域（改正後）：

国の教育政策や世界の教育の動向、教員としての子ども観、教育観等についての省察、子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。）、子どもの生活の変化を踏まえた課題

選択必修領域（改正後）：

学校を巡る近年の状況の変化、学習指導要領の改訂の動向等、法令改正及び国の審議会の状況等、様々な問題に対する組織的対応の必要性、学校における危機管理上の課題、教育相談（いじめ及び不登校への対応を含む。）、進路指導及びキャリア教育、学校、家庭並びに地域の連携及び協働、道徳教育、英語教育、国際理解及び異文化理解教育、教育の情報化（情報通信技術を利用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）、その他文部科学大臣が必要と認める内容

3. 幼保連携型認定こども園制度開始に伴う改正

新たな「幼保連携型認定こども園」の創設に伴い、その職員である「保育教諭等」については「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが原則となることに対応し、必要な規定の整備を行う。

- (1) 幼稚園に関する規定において、「幼保連携型認定こども園」を加える。
- (2) (幼稚園の)「主幹教諭」及び「指導教諭」等に関する規定において、(幼保連携型認定こども園の)「主幹保育教諭」及び「指導保育教諭」等を加える。
- (3) (幼稚園を設置する)「学校法人」に関する規定において、(幼保連携型認定こども園を設置する)「社会福祉法人」を加える。 等

4. 施行日

- (1) 1. については、平成27年4月1日
- (2) 2. については、平成28年4月1日
- (3) 3. については、子ども・子育て支援法の施行の日

教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定する情報の公表の検討に用いた資料

1. 教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について

(平成 24 年 8 月 28 日中央教育審議会)

Ⅲ. 当面の改善方策～教育委員会・学校と大学の連携・協働による高度化

2. 教員養成、採用から初任者の段階の改善方策

(1) 国公立大学の学部における教員養成の充実

③教職課程の質保証

- 全ての課程認定大学について、教育の質向上及び社会に対する説明責任を果たす観点から、教員養成の理念、養成する教員像、教職指導の体制、教員組織、カリキュラム、学生の教員免許状取得状況や教員就職率等、情報の公表を検討する。

2. 教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議の設置

(平成 24 年 9 月 19 日：初等中等教育局長決定・高等教育局長決定)

教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議（第 1 回）(H24/9/26)

資料 1 教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議の設置について

1. 趣旨

教員の資質能力の向上については、平成 24 年 8 月 28 日に「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（答申）が中央教育審議会でき取りまとめられ、教員養成を修士レベル化し、教員を高度専門職として明確に位置付けるとともに「学び続ける教員像」を確立することや、修士レベルの課程での学修を標準とする「一般免許状（仮称）」の創設などを内容とする教員免許制度の改革の方向性などが示された。

答申においては、当面の改善方策として、教育委員会・学校と大学の連携・協働による取組を中心に、教職大学院の発展・拡充や専修免許状の在り方の見直しなどについて段階的に取組を進めることを提言している。

この答申を踏まえた改革を推進するため、協力者会議を設置し、専門的見地からの検討を行うものである。

2. 検討事項

中央教育審議会答申の中で「当面の改善方策」とされた事項に関する検討を行う。

- (1) 教職大学院のカリキュラムや組織の在り方の検討等、修士レベルの教員養成課程の改善に関する事
- (2) 専修免許状の改善等教職課程の質保証等に関する事
- (3) その他

3. 協力者会議の構成

協力者会議は、教職大学院や教職課程を有する学部を設置する国公立大学等の関係者及び教育委員会関係者等により構成する。

4. 実施期間

決定の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間とする。

資料 3 検討事項について

検討事項② 教職課程の質保証等に関する事について

教職課程に関する情報公開の在り方、教員養成のグローバル化への対応、専修免許状の取得に際し一定の実践的科目の履修を義務付けることなどについて検討を行う。

(1) 教職課程に関する情報公開の在り方について

〈中教審答申での記述〉

2. 教員養成、採用から初任者の段階の改善方策

(1) 国公立大学の学部における教員養成の充実

③教職課程の質保証

- 全ての課程認定大学について、教育の質向上及び社会に対する説明責任を果たす観点から、教員養成の理念、養成する教員像、教職指導の体制、教員組織、カリキュラム、学生の教員免許状取得状況や教員就職率等、情報の公表を検討する。

①議論するポイント

- ・情報公開について義務化するか、各大学の自主的な取り組みを促すものにするか。
- ・具体的な情報公開すべき内容としてどのようなものが考えられるか。
- ・情報公開の手法としてはどのようなものが考えられるか。

②参考

大学等の教育情報の公表の促進について

平成 22 年 6 月 15 日に行われた学校教育法施行規則の改正により、平成 23 年 4 月 1 日から、各大学等において教育情報の公表を行う必要がある項目が明確化。

【改正の趣旨】

大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進する。

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）（抄）

第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

資料 4 ワーキンググループの設置について

1. 設置の目的

教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議（以下「協力者会議」という。）の検討事項について、専門的見地からの審議を効率的に行うために、ワーキンググループを

設置する。

2. 委員

ワーキンググループの座長及び委員は、協力者会議の主査が指名する。

3. 検討事項

(1) 修士レベルの教員養成課程の改善に関するワーキンググループ

教職大学院のカリキュラムや組織の在り方の検討等、修士レベルの教員養成課程の改善に関すること。

- 1 教職大学院の教育課程の見直しについて
- 2 教職大学院の教員組織の見直しについて
- 3 教員養成系修士課程の改善について
- 4 その他関連する事項

(2) 教職課程の質の保証等に関するワーキンググループ

専修免許状の改善等教職課程の質の保証等に関すること。

- 1 教職課程に関する情報公開の在り方について
- 2 専修免許状の取得における実践的科目の必修化について
- 3 教員養成課程のグローバル化対応等
- 4 その他関連する事項

議事録

【安達委員】

それから2点目は、これは検討事項にもありますが、情報の公開ですね。これも学校種の免許種によって状況が大分違うものなので、これはワーキングの方で議論を進めるべきかなと思っていますけれども、今、いろいろな大学の情報が世の中に公開されていますが、果たしてそれが今回の一番の目途である質の保証というところに結びつくかどうかというところは、慎重に考えなくてはいけないと思っています。

3. 教職課程の質の保証等に関するワーキンググループ（第1回）（H24/10/16）

資料9 教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議（第1回）の主な意見

検討事項2 教職課程の質の保証等に関すること

(1) 教職課程に関する情報公開の在り方について

・情報の公開については、質の保証というところ結びつくか慎重に考える必要がある。

議事録から特に議論された様子は伺えなかった。

4. 教職課程の質の保証等に関するワーキンググループ（第2回）（H24/10/30）

資料3 教職課程に関する情報公開の在り方について

〈中教審答申での記述〉

2. 教員養成、採用から初任者の段階の改善方策

(1) 国公立大学の学部における教員養成の充実

3 教職課程の質保証

・全ての課程認定大学について、教育の質向上及び社会に対する説明責任を果たす観点から、教員養成の理念、養成する教員像、教職指導の体制、教員組織、カリキュラム、

学生の教員免許状取得状況や教員就職率等、情報の公表を検討する。

1 議論するポイント

課程認定を受けている大学の社会的使命として、教職課程に係る情報の公表についてどうあるべきか。

- ・公表すべき情報として、教員養成の理念、養成する教員像、教職指導の体制、教員組織、カリキュラム、学生の教員免許状取得状況や教員就職率等が考えられるが、教職課程の質の保証、向上の観点からどのようなものが適当か。
- ・情報の公表の手法としてはどのようなものが考えられるか。
- ・既に課程の認定を受けている大学が、新たに別の教科等に係る課程の認定を受けようとする場合等に、既に認定を受けている学科等の教職課程に係る情報の公表の取組状況を確認することとするか。

2 参考

大学等の教育情報の公表の促進について

平成 22 年 6 月 15 日に行われた 学校教育法施行規則 の改正により、平成 23 年 4 月 1 日から、各大学等において教育情報の公表を行う必要がある項目が明確化。

【改正の趣旨】

大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任 を果たすとともに、その 教育の質を向上させる観点 から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表 を促進する。

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）（抄）

第 172 条の 2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教育組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - 六 学習の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たってもとの基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

議事録

【藤岡教職員課課長補佐】 失礼いたします。資料 3 でございます。教職課程に関する情報公開の在り方についてという資料を御覧いただければと思います。これにつきましては、第 1 回の全体の教職課程会議でお配りした資料を、若干修正をさせていただいたものでございます。

恐縮ですが、資料 3 の最初の 2 の「参考」を、まず御覧になっていただければと思いますが、大学等の教育情報の公表の促進について、四角で囲まれた部分があると思います。

既に大学等につきましては、学校教育法施行規則が改正されておりまして、平成 23 年 4 月から、

教育情報の公表を行うということになってございます。具体的にどのような情報を公表するのかわかりませんが、その下に学校教育法施行規則の172条の2という条文があると思っておりますが、そこで具体的に掲げさせていただいているところでございます。

大学の教育研究上の目的であるとか、基本的な組織。また、裏面に行きまして、正に教員の組織であるとか、また、各教員の学位や業績。入学者の受け入れ方針であるとか、入学者の数、また、卒業者数。また、就職者や進学、また、就職等の状況に関すること。年間の授業計画であるとか、授業料であるとか、そういったいろいろなことを、具体的に学校教育法施行規則という省令で規定をして、各大学での情報公表ということが、既に実現というか、実施されているところでございます。

それを踏まえまして、中央教育審議会の答申におきましては、教職課程の質保証という観点から、課程認定を受けている大学、すなわち、免許を出している大学におきまして、正に大学の社会的使命といたしまして、教職課程に係る情報の公表について、検討すべきだという御提言をいただいております。

具体的に議論するポイントといたしまして、1でございますが、まず、公表すべき情報といたしまして、教員養成の理念や養成する教員像、また、指導の体制、教員組織、カリキュラム、学生の教員免許状の取得状況や教員の就職率等、そういったものが考えられるところでございますが、教職課程の質の保証や向上の観点から、どのようなものを公表するということが適当であるかということ、御議論いただければと思っております。

また、次の中黒でございますが、情報の公表の手法ということでございまして、例えば、ホームページで公表するであるとか、刊行物で公表するなど、さまざまな手法が考えられるところでございますが、どのようなものが適当であると考えられるのかということでございます。

最後の中黒でございますが、通常、既に課程の認定を受けている大学がございまして。そういった大学が、例えば新しい学科などで、別の教科に係る免許状を出したいということで、課程の認定を受けようとする場合に、既に認定を受けている学科等での教職課程に係る情報の公表の取組状況を、確認することとするか。確認して、その課程、新しい別の教科等に係る課程の認定についての考慮材料とするかどうか。そういったことにつきましても、御議論いただければと思っております。

続きまして、資料4でございますが、先ほど御説明をいたしました、学校教育法施行規則に基づきまして、もちろん、この条文がある前から、各大学におきましては、様々な情報の公表をいただいているところでございますが、既に行われているホームページで、我々の方で、大学に御在籍の委員さん方の大学の例ということで、恐縮ではございますが、参考例ということでお出しさせていただきます。

詳しくはお時間のある時にでも、御覧になっていただければと思っておりますが、各大学、国立、公立、私立ともに、先ほど申し上げた学校教育法施行規則で、いわゆる大学の理念であるとか、正に教員の組織体制であるとか、また、カリキュラム、就職の状況等につきまして、既にホームページ等で公表をいただいているところでございます。

例えば、岡山大学のものであれば、まず冒頭に、大学の理念ということ既に公表されておまして、2枚目の裏でございますが、アドミッションポリシーという形で、岡山大学は、正に教育学部で教員養成を行っているところでございますので、教育学部でどういう教員を養成するのかということ、既に御公表いただいているところでございます。

また、後ろの方に参りませば、シラバスであるとか、また、大学の教員組織、どのような教員がどれぐらいいらっしゃるのかとか、そういったものもございまして。

岡山大学であれば、最後のページでございますが、免許・資格と就職状況という形で、学部卒の方の就職状況という形で、円グラフでパーセンテージでお示しいただいているとともに、特に教員養成課程の教員就職率などにつきましても、その円グラフの下の文章で記載をいただいているものでございます。

【高橋座長】 それでは、今お話しいただきましたように、教職課程に関する情報公開の在り方ということで、公表すべき情報、教職課程の質の保証、向上の観点から、どういうものが適当か、また、公表の手法はどうか。また、課程認定作業のときに、情報の公開の取り組み状況を、少し条件に入れてみようかということの御提案がございました。

委員の皆様から、御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【荒瀬委員】 これら全てを公表していただけたらなと思います。ほかにも、また、それぞれの大学のお考えをいただいて、公表していただくということもいいと思いますが、最低限、これは公表いただければいいなと思っています。

方法としては、当然のことながら、大学がお出しになる刊行物、これ的なものとはホームページは、是非お願いしたいと思っています。

課程認定を受ける場合には、確認をすべきである。そうでないと、言いつ放しになっています。課程認定をするということは、全てではありませんけれども、チャンスですので、そういうチャンスを是非生かすべきだと思っています。

その際にかかわってくる話かもしれませんが、これは是非大学の皆様に御考慮いただきたいと思っておりますことで、中学生が読んで分かるような内容にしていだけないか。将来の進路という狭い話ではなくて、世の中には大学というところがあって、その大学というところは、どのようなことをやっているのかということが、全てをそうしてくださいますというわけではありませんが、読んで分かるようなものに。読んで分かるようなものということは、日本語としての複雑さを私は申し上げたいのではなくて、片仮名を、中学生が分かるレベルの片仮名にしていきたい。

だから、例えば、ディプロマポリシー、これはこういう意味ですということはいいのですけれども、それがコミュニケーションとかコースとか、そういった言葉は中学生でも分かりますが、それ以外の、これ、どういう意味なのだろうというものについては、できれば、日本語の説明を振っていただくということです。

少しでも早い段階から、これは新しい学習指導要領が、キャリア教育ということも考えますので、行き先としての大学ではなくて、社会の中の存在としての大学を認識できるようにしていただけるとありがたいと思っております。

【大槻委員】 こういった内容は、ほとんどの大学が公開はしていると思いますが、どの大学がどこに書いているのかということは、全然分からない。本校を希望する学生はこちらを御覧くださいという場所に、将来の進路として、教職にどれくらい就いたかとか、就職先がどうだったかということがあるかもしれない。御父兄の方へという場所だったり、卒業生への方へだったり、在校生の方へだったり、もう各大学で、ホームページが、ばらばらなのです。また、書いてある内容も、教育理念なのか、教員養成理念なのかということも、ホームページにいきなり行っただけでは分からない。私の大学のホームページから、ここの情報をピックアップすることは、打ち出してみれば、簡単ですけれども、実は膨大なホームページの中から、この情報だけを取り出すということは、ものすごい難しく、中学生・高校生にやれと言っても、ほとんど不可能なわけです。

それを各大学にどうこうしろというわけではなく、やっぱり統一的なデータベースみたいなものをつくらなければならないと思います。例えば国の予算をもらう科学研究費は、データベースがあって、どの研究者がどれくらい与えられたかというものが、一目で分かるような形になっているわけで、そこに行けば、全ての情報がある。

何かしら、そういった教職課程データベースのようなものがあって、各大学に情報提供をお願いして、その内容に合った情報を集める。もしくは、リンク先でもいいので、ここに行ってくださいというリンク先を集めたようなもので、情報の質を統一し、形式を統一しないと、この内容に従って、各大学がやるようにと言われても、もうやっています、公開していますという返事が来るだけで、改善にならないと思います。もちろんお金がかかることかもしれませんが、そういった様式の統一化とデータベース化は、是非とも考えていただければと思います。

【安達委員】 今の話に関連してですが、現在、文部科学省の方から、大学改革実行プランが出ていまして、その中に大学ポートレートという名称で、仮称とありまして、そこで、大学情報のいろいろなデータベースのようなものをつくりましょうという案があると思いますが、その話と今回の教職課程の話は、相当リンクすると考えておいても構わないでしょうか。

そうだとすれば、今の大槻委員がお話になっている部分は、フォーマットでポートレートの方にも、反映できるのかなと思いついたのですが。

【池田大学振興課長】 ポートレートのどこまで内容を提供するかという議論が、本格的に始まりつつありますので、その中で少し教職課程の話も議論していただく必要があるかと思います。

ただ、どうも今現在の状況ですと、国立と私立とでは随分違いますし、短大も含めてということになると、いろいろ議論があるようですので、一律にすんなり項目が決まるかということとは分かりませんが、ただ、ポートレートの議論する中でも、ここでの議論も、我々からも少し情報提供したいと思います。

【安達委員】 分かりました。

そうしたときに、今、公表すべき情報ということで、幾つかの点が挙がっていますが、気になることが、教員養成を主体としている学部、学科と、やはり、そうでないところがありまして、これは、あと大学での統計データのまとめ方ということもあると思いますが、つまり、学科とか学部です。そちらの方を切り口としていくのか、それとも、教員免許からデータをとっているのかというところで、見せ方とか見え方が変わってくる。

恐らく、今、大学のホームページで出ているものは、入試単位である学部、学科です。これも、やはり広報宣伝というところが大きいので、その視点から見やすいということがあります。

一方で、教員養成ということを考えれば、その大学で、どのぐらいの人が、どういう免許を取って、先生になっているのかという話になるので、ちょっと縦軸から見るか、横軸から見るかという違いが出てしまうと思います。取得状況とか特に教員就職率の集め方は、検討が必要で集めること自体は結構だと思いますが、検討が必要かなという感じはしております。

【高橋座長】 安達委員がおっしゃられることは、例えば、学部でも、研究科でもでございますけれども、免許を全員が取るわけではないとか、その中から教員になる人がどれということ、絶対値、何人なら書けるけれども、率になったときに、非常に微妙な問題があるということですか。

【安達委員】 はい。極端な例というか、私どもの大学の例をお話ししますが、私は、高校の教科情報の指導も担当しているのですが、現状、実は、これは教員採用試験の影響が大きいと思いますけれども、今、東京、埼玉地区ですと、情報の教員免許だけですと、公立学校の採用試験が受けられないという状況になっておりまして、もう1個、高校のほかの免許がないといけない状況です。

学生には、本学ではもう一つ公民などがありますので、では、一緒に取りなさいと指導はするのですが、これはやっぱりなかなかハードルが高くなって、でも、将来に備えて、情報の免許は取りますが、公民は取らないという学生もいます。ただそうすると、実質は門前払いを食らうような状況になるので、残念ながら、採用実績が、現役生ではないということがあります。

ところが、つい今年の話ですが、卒業した後に埼玉県で非常勤をずっと勤めていまして、5年ぐらいかけて、通信で副免許を取った卒業生がいるのですが、その後、今年、採用試験に受かりまして、1名教員が出たということがありました。その卒業生はOGになりますから、大学の実績としてはありますけれども、多分これは表立ったデータには何も出てこないこととか、そういう話になると思います。

ですから、特に採用、就職率で難しいところは、教員採用で、特に中高免の場合ですが、やはり現役でストレートで教員になる人ばかりではないという状況がありますので、その取り扱いを少し慎重にさせていただいた方がいいのかなという感じはしています。

逆に、今、小学校の方は、ほぼ倍率がないと言うと、大変失礼ですけど、低率倍率ですので、ほぼ学部卒あるいは大学院卒で教員になられるという方がほとんどですので、状況が相当に違うということですね。

ですから、そのところは、やや工夫が要るのかなという感じはしています。どうしても数字のデータで並べてしまいますと、全部同じに見えてしまって、数の大小で比較されるということにはなりがちなので、そこは気を付けたいなと思います。

【細谷委員】 大学のこういった教職課程に関する情報公開ということで、今、施行規則でもこう

いう項目が決められていると、私も初めて見たものですから、興味深く見ていました。

これを自分の中学校のホームページと関連させながら見ていたのですが、大学の場合は、いわゆる中学校、小学校でやっている、高校でもやっていると思いますけれども、学校評価の結果は、公表はしなくていいのですか。

【高橋座長】 しています。

【細谷委員】 別にしているのですね。では、この項目には、それらしい項目がなかったの、別なのですね。分かりました。

例えば、中学校は、うちはやっていませんが、生徒から授業評価をした結果も載せているところもありますけど、そういうものも載せているのですね。

【高橋座長】 はい。

【細谷委員】 分かりました。ありがとうございます。

【高橋座長】 これは、教職課程に関する情報の公表ということなので、課程認定を受けたところが、教職課程について公表するということだと思います。

先ほど御意見をいただきましたように、公表すべき情報は、ここにあるものは、全てという御意見と、非常に微妙な点もある、就職状況に関しては微妙な点もあるという御意見は、確かにあるだろうなと思います。

だから、教員就職率等というところ、教員就職率となってしまうと、それだけ数字が、ひとり歩きするのではないかなという御意見ですよね。

【安達委員】 はい。やっぱり学校種、免許種によって、相当に事情が違うという。そこを危惧しているところです。

高校の免許種でも、一種でくくってしまえば、丸められてしまうところもありますけれども、教科自体が、教員の数が非常に少ないような教科もありますので、その部分を細かく出せば、出すほど、だんだん差がついてしまうような感じはしています。

【高橋座長】 そういう意味でいうと、いろいろな事情があるにしても、教員は輩出していないという事実は、事実ですよね。

【安達委員】 そうですね。

【高橋座長】 だから、そのところが、教員養成が主ではない学部ではない場合、もっとほかに売りがあって、教員免許はプラスアルファで取られているのではないかと思います。

【安達委員】 それが率に反映するという点でいえば、どちらもそれを公表して、比較すればというところがありますけれども、だからといって、それで、数字だけを見ってしまうと、客観的に見て、どうなのかなという問題はあります。その説明があれば、これは教員養成中心の大学だから、もちろん率が高くて当然だろう。こちらはそうではないのだから、これはいたし方ないだろう。そういう見方があればいいのですけれども、そうではなくて、単に優劣で語られてしまうと、ちょっと困るなという感じはします。

【高橋座長】 大学にはそれぞれのミッションがあって、やっているにもかかわらず、教職課程だけを切り出して、それだけで比較されるということが、非常につらいところはありますよね。

【藤原教職員課長】 今、御議論があったような話なのでございますが、この学校教育法施行規則の改正をやりましたときに、該当している部分は、第4号ということになるわけでございますが、

そこはかなり議論がございました。

特に大学、一般の学部全般という話になりますと、就職したかどうか、なかなか把握し切れない。例えば、デザイン系であれば、個人でやっているのか、就職していないのか、何かそこは判別がつきにくいという問題もあって、最終的にそこは就職者、その他、進学及び就職等の状況に関するという形になったということなのでございます。

今回、教員養成課程についてということでございますけれども、こちらの方は、比較的、事柄自体は明らかです。免許を取ったか、取らないか、その中で、教員になったか、ならないかということは、それ自体は客観的にかなり明確になる部分ではございます。

そこは若干状況が違うのかなということもでございますけれども、一方で、今、御議論がございましたように、特に少数免許といった類いのものだと思いますけれども、これについては、就職状況も非常にまちまちでございますし、そこら辺について、どうなのかという御議論は確かにあると思います。

ですから、就職率という形で答申ではあるわけでございますが、そこが、データ、数字として、あまり実態と違うような形になってしまう、世間に見えてしまうということにならないように、十分配慮した形で進める必要があるということだろうと思っております。

【高橋座長】 今まで御意見をいただけていないところで、課程認定の時に、こういう情報の公表の取組状況を確認していくということについてはいかがでしょうか。

【安達委員】 課程認定のとき、そもそも取組状況というよりは、実績で評価をするということがあるのではないのかなとは思ってはいるのですけれども、そのことと情報の公開ということは、何かリンクする関係はあるのでしょうか。

つまり、公開はしてなくても、当然、今までの実績はどうですかということは、課程認定の評価の中では、入っているはずだと思います。

【藤原教職員課長】 ここでの趣旨につきましては、正に情報の公表を、仮に免許法の施行規則などで義務付けをした場合に、その義務の履行をきちんとしているかどうかということ、確認させていただくという趣旨でございます。

【安達委員】 もしそれを課程認定でやっておかないと、認定していませんと言われたらば、みんなやると言えば、やることにはなると思うので、だから、取組状況を確認するとすれば、それで済むなら、済むし、そういうことを言っておけば、みんなやるだろうから、それもいいだろうなというか、ある種の強制力が働く内容かと思えます。

ただ、繰り返すようではございますけれども、率だけで見ては危ないところも感じますので、これは、公表してあればということですから、いいと思います。

文部科学省の課程認定の各大学の申請書類があると思いますが、それについては、どこかで見た記憶があるのですけれども、全ての大学のものが全部データベース化されて、閲覧、参照できるようになっていたかと思っておりますけれども、それは、一般には公開はされていないものでしたか。

【松本免許係長】 教職課程を担当しております、松本と申します。

課程認定に係ることとしましては、課程認定審査と教職課程実地視察と、大きく分けて二つあります。

課程認定の際には、申請書を出していただくわけでございますが、その際に出していただく資料は、既にその大学で認定を受けている学部、学科の名称と免許状の種類、新しく申請をしようとしている課程のカリキュラム、教員組織、その先生方の業績、課程認定を受けようとしている学科の考え方と、なぜ免許状かということの考え方の説明を受けているというところでございます。その他の既に認定を受けている学科の就職状況や学生の免許状取得状況は、関係の資料は求めていないところでございます。

一方で、教職課程実地視察がございまして、これは既に認定を受けた大学に対して、実地視察を行っているところでございます。年間 50 大学ほど回っておりますけれども、その際には、それぞれの

学科で、過去5年間で何名の方が免許状を取得したのか、そのうち何名の方が就職したのかという情報を聞いておりました、その情報については、実地視察に関する情報として、文部科学省、教員養成部会に配付をし、結果として、ホームページに公表しているというところでございます。

【安達委員】 確認です。ここで言っている情報の公開の取扱いの確認は、今の課程認定の申請書類の中に、そういう様式が、1個増えると考えてしまって構わないということですか。丸するか、バツするかみたいな、あるいは、そのままつけろとかという話になる。

【高橋座長】 ミッションの再定義が、今、国立大学では始まっていますが、そのときには教員就職状況という文言で書いてあります。教員就職状況、教員免許取得状況という文言で、提出をすべき資料一覧で出ております。だから、教員就職状況、教員免許取得状況という表現でも、いいだろうと思います。

【安達委員】 率だとそぐわないところも出るので、実数というか、数でもいいのかなというところは思います。

【高橋座長】 だから、率としてしまうと、もう率になってしまうので、教員就職状況、教員免許取得状況という表現でもいいかなと思います。

それぞれの大学の養成教員像だとか、教員養成の理念というところは違いがあり、そこで個性を出していくということも、当然できるわけです。数値だけにとらわれなくて、もっと自分の大学の教員養成の理念、養成する教員像を、しっかりと宣伝するというか、アピールすることが大事かもしれない。

それでは、先ほど公表すべき情報ということで、最後の教員就職率等というところは、教員就職状況という表現を使うことにしたいと思います。

情報公開の手法として、分かりやすい言葉でということと、ホームページはもちろんでございますが、データベース化する、大学ポートレートと一緒にするなどということも含めて検討したらどうかということでした。

課程認定に関しては、御意見としては、こういう情報の公開の取組状況については、今まで確認されていないことでしたので、それは、そのときに確認してもいいということです。そのようなところで、議論をいただきました。

5. 教職課程の質の保証等に関するワーキンググループ（第3回）（H24/11/20）

資料3 教職課程に関する情報公開の在り方について

1. 議論するポイント

- (1) 公表すべき情報として、教員養成の理念、養成する教員像、教職指導の体制、教員組織、カリキュラム、学生の教員免許状取得状況や教員就職率等が考えられるが、教職課程の質の保証、向上の観点からどのようなものが適当か。
- (2) 情報の公表の手法としてはどのようなものが考えられるか。
- (3) 既に課程の認定を受けている大学が、新たに別の教科等に係る課程の認定を受けようとする場合等に、既に認定を受けている学科等の教職課程に係る情報の公表の取組状況を確認することとするか。

2. 主な意見

○論点(1)に対する主な意見

- ・例として示されているすべての情報を公表いただきたい。
- ・就職率については、その情報の取扱いを慎重にする必要がある。単に数字の大小で比較されないよう気をつける必要がある。

- ・学校種や免許状の種類によって事情が異なる。採用者の数が非常に少ない教科もあり、数字の扱いに注意が必要。
- ・大学単位で公表するのか、学部・学科単位で公表するのか、免許状の単位で公表するのかで、データの見え方が変わってくる。
- ・数値だけにとらわれず、それぞれの大学の養成教員像だとか、教員養成の理念というところが違うので、そこで個性を出してアピールすることも大事。

○論点（2）に対する主な意見

- ・情報の公表に際し、大学の刊行物、HP などがあるが、中学生が読んでわかるような内容にしていきたい。キャリア教育という観点からも、行き先としての大学ではなくて、社会の中の存在としての大学を認識できるようにしていきたい。
- ・各大学の情報を統一的なデータベースとしてまとめるとか、公表の形式を統一するとかができないか。

○論点（3）に対する主な意見

- ・課程認定を受ける場合には、情報公開の状況を確認をすべき
- ・課程認定のとき、そもそも取組状況というよりは、実績で評価をするということがあるのではないのか。

議事録

【藤岡課長補佐】 失礼いたします。資料の3を御覧いただきたいと思います。「教職課程に関する情報公開の在り方」についてでございます。

前回、第2回のワーキンググループにおきまして、3点について主に議論をしていただきました。1点目といたしましては、公表すべき情報としての具体的な内容はどのようなものが考えられるのか。教員養成の理念であったり、教員像、またはカリキュラムや免許状の取得状況、また、教員の就職率等が考えられるということで、これについてはどのように考えるかということでございます。もう1点目が、公表の手法としてはどのようなものが考えられるか。3点目といたしましては、もともと課程認定を受けている大学が別の学科などで教科等で課程認定を受けようとする場合に、今までの情報公表の在り方についても勘案するというにすることかどうかということでございます。

2番目の主な意見ということで、特に論点の1番でございます。公表すべき情報につきましては、基本的には全ての情報をやはり公表すべきであろうという御意見がございましたが、特に就職の状況でございます。学生の教員への就職率ということにつきましては、やはり取扱いについては数字の大小で単純な比較をされるということについては慎重であるべきであろうとか、また、学校種や免許状の種類によっては事情が異なるので、そういった取扱いに留意すべきであるとか、また、そういった数値だけにとらわれずに大学の養成する教員像であるとか、養成の理念というところで個性を出してアピールすることも大事であるとか、また、学部や学科単位で公表するのか、また、大学単位で公表するのか、また、免許状の種類単位で公表するのか、そういったところもいろいろと考えなければいけないだろうということで、主に特に就職の情報につきましては、単純に率ではない方がよいというような御意見を頂戴したところでございます。

論点2につきましてはでございますが、こちらについてはやはり大学の刊行物やホームページなどで公表するというところでありますが、公表の手法といたしまして、留意点といたしましては、やはり読みやすいというか、中学生が読んで分かるような、ある意味分かりやすい表現に留意するであるとか、また、例えば、統一的なデータベースでまとめるとか、もしくは、ホームページで公表といっても、なかなかそのページにたどり着くのが難しいということで、そういった、分かりやすいというか、アクセスしやすい公表の形式を統一するとか、アクセスしやすいような工夫をするとか、そういうことが必要ではないのかと、そういう御意見を頂戴したところでございます。

論点の3につきましては、こちらにつきましては当然、確認するべきではないかというような御意見ということでございました。

私からは以上でございます。

【高橋座長】 ありがとうございます。

事務局から前回の議論をまとめていただきましたが、これにつきまして、御意見のある委員、お願いします。

公表すべき情報としては、全て公表するという方向性でよかったですと思います。教員の就職率に関しては、教員就職状況ということで発表するということが適当ではないかという話だと思います。情報の公表の手法も、先ほど論点2に関しましてはホームページ等、全ての方法を分かるようにしたいということでした。また、論点3では、情報公開の状況を確認すべきだろうということで、これが大体のまとめであったと思いますが、御意見ございましたらお願いします。

この問題に関しては、皆さん、御意見御議論は大体出て、全体としてはまとまったということによろしいですか。それでは、教職課程に関する情報公開の在り方について、大体方向性は決ったということで、次回の会議で提案させていただきたいと思います。

6. 教職課程の質の保証等に関するワーキンググループ（第4回）（H24/12/12）

資料3 教職課程の質の保証等に関するワーキンググループ（第1回～第3回）主な意見

教職課程に関する情報公開の在り方

- 最低限、これは公表いただければいい。その際、中学生が読んで分かるような内容にしていただけでないか。少しでも早い段階から、これは新しい学習指導要領が、キャリア教育ということも考えますので、行き先としての大学ではなくて、社会の中の存在としての大学を認識できるようにしていただけるとありがたい。
- こういった内容は、ほとんどの大学が公開はしていると思いますが、どの大学がどこに書いているのかということは、全然わからなくて、各大学でばらばら。統一的なデータベースみたいなものを、つくったほうがよいと思う。
- 教職課程データベースのようなものがあって、各大学にその内容に合った情報提供をお願いする。もしくは、リンク先を集めたようなもので、形式を統一しないと、各大学がやるようにと言われても、もうやっています、公開していますという返事が来るだけでは、改善にならないと思う。
- 大学での統計データのまとめ方ということもあるが、学科とか学部を切り口としていくのか、それとも、教員免許からデータをとっているのかというところで、見せ方とか見え方が変わってくる。
- 特に採用、就職率で難しいところは、教員採用で、特に中高免の場合、現役でストレートで合格する人ばかりではないという状況があるので、その情報の取り扱いを少し慎重にする必要がある。数字のデータで並べてしまうと、単に数の大小で比較されるということになりがちなので、そこは気を付ける必要がある。
- 学校種、免許種によって、相当に事情が違うという。例えば高校の免許状でも、一種でくくってしまえば、丸められてしまうところもあるけれども、教科自体が、教員の数が非常に少ないような教科もあるので、その部分を細かく出せば、出すほど、だんだん差がついてしまう。
- それぞれの大学の養成教員像だとか、教員養成の理念というところが違うので、そこで個性を出していくということも、当然できる。数値だけにとらわれなくて、もっと自分の大学の教員養成の理念、養成する教員像を、しっかりと宣伝するというか、アピールすることが大事。

議事録

【高橋座長】 ありがとうございます。

荒瀬委員のおっしゃるとおりです。それぞれの大学、地域、教育委員会、学校としっかり連携をしてやっていきたいということで、それでは、この項目に関しましてはこれでよろしいですか。

それでは、2番目の教職課程に関する情報公開の在り方について、いかがでしょうか。御意見をい

ただければと思います。公表すべき情報というところで、教員養成の理念や、具体的な養成する教員像、教職指導に関わる学内組織等の体制などとして、教員への就職状況、その他、教員養成の質向上に関わる取組、このような項目について、公表することを求めるということです。

それと、最後に6ページのところですが、既に課程認定を受けている大学が新たに別の教科というか、ある課程認定を受けようとする場合には、このような情報公開の取組状況を確認しますということが付け加わっております。

【田中委員】 その6ページの最初の丸ですけれども、公表の様式の統一等々のところでは、これは高等教育局の方に聞いたらよいのか、大学ポートレートの動きとの関わりというのはどのように考えられているのか、お願いします。

【鍋島教員養成企画室長】 大学ポートレートにつきましては、しばらくの間というのでしょうか、1年、2年ぐらいかけて、具体的にどんな項目を、特に大学に関わるような学生でありましたり、保護者の方でありましたり、教育委員会の方でありましたり、学校関係者の方に知っていただくのかということについてずっと検討してきて、項目につきましては、ワーキンググループのようなところで大体議論はできてきたところではあるのですけれども、まだ具体的に、それをどのように大学の方にしっかり求めていくのかとか、やり方についてももう少し議論が必要な状況でありまして、そちらの内容と、こちらの方で関わってくる部分も当然あるかと思っておりますので、そこはちょっと関連性をしっかり考えていかないといけないと思っておりますし、多分、学校種によってのお考えなどもあるかと思っておりますので、そういったことも、これを実行するに当たって少し留意点としてはあるかと思っております。

【田中委員】 分かりました。

【高橋座長】 よろしいでしょうか。

それでは、私の方から最後に確認事項をさせていただきたいと思うのですが、専修免許状の取得における実践的科目の必修化や、教職課程に関する情報公開の在り方というのは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、それからもちろん養護教諭とか栄養教諭の職種も通じて、教員免許状全体で共通したことですか。

【藤岡教職員課課長補佐】 はい。

【高橋座長】 はい。では共通したことであるということで、まとめたいと思います。ありがとうございました。

そのほか、御意見ございませんですか。

【大槻委員】 今回の点について。先ほど、各研究科に合った教員養成像に基づいて、実践的な科目を行ってと考えるかというようなことだったと思うのですけれども、ここで公開、公表すべき情報というのは、これは大学で統一したものが念頭なのですか。それとも、研究科ごとで、学部ごとでどうするのかというのが、どちらか分からないところがありまして、そこら辺ははっきりさせた方が、混乱がないと思うのですが。

【藤原教職員課長】 多分、そこは大学によって違うのではないかと思います。特に私学の場合などは、いわゆる建学の理念の中で、共通的な人材養成の理念があって、そこに即して教員養成像もできてくるという形になるのだらうと思うのです。そうした場合には、場合によれば単一の形になると思いますし、そこが学部によって違うというもので、試行していくこともないわけではないと思いますので、そこは必ずしも明確にしなくてもよいのかなということを思っています。

【高橋座長】 教職課程は各学部で申請しています。だから、各学部での理念とか養成像はあるはずですが、ただ、大学全体で共通する大学もあるということで、少なくとも教職課程としては、こういうことは公表するということですね。

【藤原教職員課長】　そうです。

【荒瀬委員】　5 ページの一番下ですが、何回目かに私が申し上げたことを入れていただいていると思うのですが、高校生等が読んでも分かるような平易な表現や内容にするという、内容というのは取っていただいて結構だと思います。

内容は、なかなか平易にはならないです。例えば、私は「グローバル化」という言葉一つとってみても、人によって捉え方が違うと思うのですね。うちの大学、あるいは研究科では、グローバル化というのはこのように考えている。グローバルな教職員というのはこうだというのが分かるように、平易に書いていただきたいので、そういう意味であります。

【高橋座長】　分かりました。平易な表現にするなどに注意したいと思います。

7. 「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」（報告）(H25/10/15)

3 教職課程に関する情報の公表

1. 教職課程における情報の公表の現状と課題

(1) 大学等における情報の公表の義務付けの経緯

- 大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進するため、平成 22 年 6 月に学校教育法施行規則が改正され各大学等において教育情報の公表を行うべき項目が明確化され、平成 23 年 4 月から施行された。
- この学校教育法施行規則第 172 条の 2 により、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、大学の教育研究上の目的や、教育組織、入学者の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者その他進学及び就職等の状況、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画などについて公表することとされている。

(2) 教職課程に関する情報の公表の課題

- 上記の規定に基づき各大学等においては、ホームページ等を通じて情報を公表しているところであるが、教員の養成に関する情報についてどのような情報を公表するかは、認定課程を有する各大学の判断に委ねられており、教員の養成に係る教育の質の向上や社会に対する説明責任を果たす観点からは十分とは言えない。

2. 教職課程に関する情報の公表の義務付け

(1) 公表の義務付け

- 認定課程を有するすべての大学は、当該大学における教員養成に係る状況について、情報を公表する必要がある。そのため、認定課程を有するすべての大学に対して、法令により情報の公表を義務付けるとともに、具体的な内容を定めることが必要である。
- 公表を義務付ける情報としては、以下の項目が考えられる。
 - ・教員養成の理念や具体的な養成する教員像
 - ・教職指導に係る学内組織等の体制
 - ・教員養成に携わる専任教員の経歴、専門分野、研究実績等
 - ・教員養成に係るカリキュラム、シラバス等
 - ・学生の教員免許状取得状況
 - ・教員への就職状況
 - ・その他教員養成の質の向上に係る取り組み
- また、既に認定課程を有する大学が、新たに別の教科等に係る課程の認定を受けようとする場合等には、既に認定を受けている学科等の教職課程に係る情報の公表の取組状況を確認

することが必要である。

(2) 公表する手段

- 大学が情報を公表する手段としては、大学の発行する大学案内などの刊行物での周知や、教員を志望している高校生や中学生などをはじめ、広く社会に周知すべきことから、各大学のホームページへの掲載することが考えられる。また、高校生等が読んでも分かるような平易な表現にするなどの配慮も必要である。
- 各大学の状況をより分かりやすく把握できるようにするため、例えば公表の様式を統一することや、共通のデータベースとしてまとめることなどについて、今後検討していくこととする。その際、現在大学進学志望者の進路選択の推進のために準備が進められている「大学ポータルートレート」（仮称）の取組も、その活用の可能性も含め、参考にすることが考えられる。

8. 条文案の提示（パブリックコメントの開始）（2014/7/31 意見・情報受付締切日：2014/8/31）

第 22 条の 6 認定課程を有する大学は、次に掲げる教員の養成の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること
 - 二 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること
 - 三 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること
 - 四 卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること
 - 五 卒業者の教員への就職の状況に関すること
 - 六 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること
- 2 前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

★パブリックコメント制度（意見公募手続制度）について

(http://www.e-gov.go.jp/help/public_comment/about_pb.html)

国の行政機関は、政策を実施していくうえで、さまざまな政令や省令などを定めます。これら政令や省令等を決めようとする際に、あらかじめその案を公表し、広く国民の皆様から意見、情報を募集する手続が、パブリックコメント制度（意見公募手続）です。

目的及び根拠

パブリックコメントは、国の行政機関が政令や省令等を決めようとする際に、事前に、広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てることを目的としています。

平成 17 年 6 月の行政手続法改正により法制化され、それまでの「規制の設定または改廃に係る意見提出手続（平成 11 年閣議決定）」に基づく意見提出手続に代わって導入されました。

（参照）行政手続法 第 6 章 意見公募手続等（第 38 条～第 45 条）

対象

行政手続法に基づくパブリックコメントでは、命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すもの）に対して意見を提出できます。

（ただし、一部例外があります。（行政手続法第 3 条、第 4 条及び第 39 条第 4 項））

パブリックコメント制度の対象

政令	憲法及び法律の規定を実施するために内閣が制定する命令
府省令	各府省の大臣が、主任の行政事務について制定する命令
処分の要件を定める告示	国の行政機関が決定した事項等を広く一般に知らせるためのもののうち、処分の要件を定めるもの

審査基準	申請に対して許可等をするかどうかを法令の規定に従って判断するために必要な具体的な基準
処分基準	不利益処分をするかどうか、どのような不利益処分とするかについて法令の規定に従って判断するために必要な具体的な基準
行政指導指針	同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとする際に各行政指導に共通する内容

9. 改正規則の通知文発出 (2014/9/26)

10. パブリックコメントの結果公示 (2014/10/1)

意見番号	御意見	回答
2	本件教育職員免許法施行規則改正案第22条の6第1項中「こと」を「こと。」とするべきだと思います。	御指摘をふまえ修正します。
11	<ul style="list-style-type: none"> 第22条の6第1項各号のうち、「～に関すること」について、どの程度の情報を公表するのかは、各大学院の判断ということによいのか。もし、各大学院の判断ではないのなら、「～に関すること」ではなく、求める公表内容を具体的に定めるべきである。 第22条の6第1項第4号第5号については、卒業者のプライバシーの保護との関係がわかる規定をおくべきである。個人情報を含む公表を行ってもよいのか、また、個人情報には直接該当しなくても、例えば卒業生1人という場合や区分でも公表を行わなくてはならないのかなどがわかるようにするべきである。 	<p>ご指摘のとおり、第22条の6第1項各号について、どの程度の情報を公表するのかは、各大学の判断であると考えています。</p> <p>第22条の6第1項第4号第5号についても、どの程度の情報をどのように公表するのかは各大学の判断であり、公表に当たっては、当然、個人情報の保護等の観点で問題のない形で公表することとなります。</p>

11. 『教職課程認定申請の手引き (平成28年度開設用)』(2015年12月公表)にてQ & A掲載

公表する内容の範囲については、情報公開の意義を踏まえつつ各大学において適切に判断することとなるが、教員に関する情報については、常勤、非常勤の別を問わず、教職課程の授業科目を担当する教員全てについて公表すること。なお、様式等を定める予定はないが、教職課程を志望する学生等が情報収集を行いやすくなるよう留意すること。(ホームページにおいて教職課程に関する情報を1箇所に集約する等)

■龍谷大学での検討日程

1. 教職センター会議のもとに検討ワーキンググループを設置して検討することを決定
2014/10/21 教職センター運営会議
2014/10/24 教職センター会議
2. 検討ワーキンググループでの検討
2014/10～2015/3
3. 検討ワーキンググループの検討結果報告を受けて公表内容を承認
2015/3/10 教職センター運営会議
2015/3/13 教職センター会議
4. ウェブサイトでの公表 (2015/4/1)

■平成29年度 教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業

テーマ6：教職課程における質保証・向上に係る取組の調査研究事業

- 1 本テーマの趣旨

近年、教職課程を有する大学等の増加や教員の大量退職に伴う大量採用により、より多くの大学で教員養成が行われ多様な学生が教員として採用されるようになった。このことは教員集団の多様性を高めることに寄与する一方で、各種調査の結果等からは初任者に対する課題も多く指摘されているところである。学校現場において着任時から実践的な指導力が求められる今日、大学の教職課程は、絶えず、社会からの要請も踏まえながら、その質保証・向上に努めていくことが求められている。

現在、教職課程の質保証・向上に関する全国的な措置として、①課程認定における審査、②課程認定後の中央教育審議会委員による実地視察、③教職課程の情報公表等が法定化されているが、①課程認定については認定を受けた後は法改正や学科等の改組がない限り再度認定を受ける仕組みにはなっておらず、②実地視察については視察できる大学数に限りがあり、③情報公表については法定化されて間もなくその実施状況が十分に確認できていない等の課題がある。

また、各大学の努力により教職課程の質の保証・向上に向けた取組が行われているところであるが、その取組は多様であり、有効な取組が他の大学に広がりにくい状況である。その一方で、教育職員免許法や教職課程認定基準等に違反した状態が実地視察等で指摘される事態も生じている状況である。

このような現状と課題を踏まえて、教職課程の質の継続的な維持・向上のために、まずは各大学自らが責任を持ち、教職課程の質の維持・向上に努められるような環境を整備することが必要である。本調査研究は、将来的な教職課程の分野別評価の実施の検討に資するよう、その前段階として、全国的な教職課程の質保証の取組の状況を把握するとともに、効果的な取組みの普及を行うことを目的とするものである。

2 調査研究内容

教職課程を有する全ての大学における、(1) ①教職課程の質保証の取組や②情報公表の状況を調査し、(2) 特に効果的な取組みを行っている事例を収集・分析し、これらを取りまとめる。

具体的には、

(1) ①教職課程の質保証の取組として、中央教育審議会答申（H27.12.21）で提言された、

- ・全学的に教職課程を統括する組織の設置状況
- ・教職課程の自己点検・評価の実施状況
- ・教職課程担当教員（教科に関する科目の担当教員も含む）のFDの実施状況
- ・実務家教員の確保・育成の取組
- ・「教科に関する科目」と「教職に関する科目（教科の指導法）」の教員の連携の状況
- ・教科の内容と指導法を融合させた授業の実施状況

②情報公表の状況として、教育職員免許法施行規則第22条の6に規定する、

- ・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画
- ・教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目
- ・教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画
- ・卒業生の教員免許状の取得の状況
- ・卒業生の教員への就職の状況
- ・教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組
- ・上記情報の公表の方法（刊行物への掲載、インターネットの利用等）

等を調査すること。また、

(2) 効果的な取組の収集・分析においては、教職課程以外の分野の質保証の事例なども踏まえて行うこと。

上記取組については、調査研究の途中の段階においても、随時文部科学省教職員課に報告及び相談を行うこと。

教職課程関連の答申

■ 答申された項目と本学の状況

答申年度		平成9年 (1997)	平成10年 (1998)	平成11年 (1999)	平成14年 (2002)	平成18年 (2006)	平成24年 (2012)	平成27年 (2015)	答申内容の実現 法令等	答申された項目の実施状況(2018年7月)
1	新たな教育課題等に対応できるカリキュラムへの見直し	○					○	○	○	平成9年答申に基づき免許法及び免許法施行規則が改正された。 平成27年答申に基づき免許法及び免許法施行規則が改正された。
2	ボランティア体験等に係る体験的実習	○				○	○	○	○	平成24年の答申では教育実習の先修要件というスタンスだったが、平成27年答申では大学の判断により教職課程の科目として開設することも可とするという程度にとどまった。改正法令においても必修化されなかった。
3	教員養成カリキュラム委員会の設置	○		○		○	○	○	×	これまで謳われ続けていた内容であるが、今回の答申では踏み込んで教職センター等の統括部署の設置を努力義務化するとしている。しかし、改正法令には盛り込まれなかった。
4	教員養成に特化したFD	○		○		○		○	×	これまで謳われ続けているが、今回も必要性という記述にとどまっている。
5	自己点検・評価や外部評価	○		○		○		○	×	これまで自己点検・評価については、「必要」という表現だったが、「制度化することが適当」という表現に変わっている。第三者評価については、今後の検討課題とされている。「平成29年度教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」において調査研究項目として扱われ、大学基準協会が報告書を文部科学省に提出している。
6	現職教員を常勤・非常勤として任用	○		○		○		○	×	任用にあたっては、実務経験重視で教員審査が行われていたが、近年は研究者と同等の業績が求められている。教育委員会と教職大学院との人事上の工夫で実務家教員を養成するシステムの構築が謳われている。
7	教職課程のモデルカリキュラムの開発研究			○			○	○	○	現行の教職に関する科目についてコアカリキュラムが策定された。教科については「英語」のみコアカリキュラムが策定された
8	実地視察の体制の整備・充実					○	○	○	×	充実が謳われているものの視察大学数の増には至っていない。
9	「教科に関する科目」と「教科の指導法」の連携の強化						○	○	○	「自主的・主体的な判断の下行われるべきものであり」という表現にとどまっているが、免許法施行規則の改正により両科目を架橋する科目の開設が可能となった。
10	教育実習の改善・充実	○				○			○	平成9年の答申を受け、平成12(2000)年度入学生から中学校免許状取得の場合の単位数増 平成20(2008)年の免許法施行規則の改正で円滑な教育実習の実施に努めなければならないことが規定された。 平成18年答申では母校実習は避けるよう提言され、実地視察でも指摘を受ける大学が多い。
11	教員養成システムの修士レベル化		○			○	○		×	平成24年答申で具体案が示されたものの、平成27年答申では触れられていない。
12	修士課程におけるカリキュラム開発研究の推進		○				○		×	専修免許状の課程における実践的科目の設置が検討されたが、導入は見送られた。
13	シラバスの作成			○					○	平成19(2007)年度の課程認定申請および変更届の提出から様式と作成例が示された。
14	教員養成を担当する大学教員の養成のための大学院の充実			○			○		×	平成27年答申には触れられていないが、教職大学院がその役割を担うべきであるとの見解が示されている。
15	教員免許更新制の導入				○	○			○	平成21(2009)年度から導入された。
16	特別支援学校教諭免許状の創設				○				○	平成19(2007)年度から特別支援学校教諭免許状の課程が創設された。
17	「教職実践演習(仮称)」の新設・必修化					○			○	平成22(2010)年度の入学生から必修化。
18	「教職大学院」制度の創設					○			○	専門職大学院設置基準及び学位規則が改正され、平成20(2008)年度から開設された。
19	二種免許状の在り方					○	○		×	廃止の方向が出ているが、今後の検討課題となっている。平成27年答申では一切記述なし。
20	「教職指導」の充実					○			○	平成20(2008)年の免許法施行規則の改正で認定課程の全体を通じて学生に対する適切な指導及び助言を行うことが義務付けられた。
21	教職課程に係る事後評価機能					○	○		△	課程認定の取り消しについて教育職員免許法施行規則に規定。しかし取り消しに至る手続きは未策定。
22	認定審査の充実					○	○		○	審査書類の増。
23	情報の公表の義務付け						○		○	平成26(2014)年の免許法施行規則の改正で義務付けられた。

▼ 主な答申

- 平成9年: 新たな時代に向けた教員養成の改善方策について(教育職員養成審議会・第1次答申)
- 平成10年: 修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について - 現職教員の再教育の推進 - (教育職員養成審議会(第2次答申))
- 平成11年: 養成と採用・研修との連携の円滑化について(第3次答申)
- 平成14年: 今後の教員免許制度の在り方について(答申)
- 平成18年: 今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申)
- 平成24年: 教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(答申)
- 平成27年: これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ~学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて~(答申)

中央教育審議会答申（H27.12.21）の提言内容に関するこれまでの答申

I. 中央教育審議会答申（H27.12.21）の提言内容

1. 全学的に教職課程を統括する組織の設置
2. 教職課程の自己点検・評価の実施
3. 教職課程担当教員（教科に関する科目の担当教員も含む）のFDの実施
4. 実務家教員の確保・育成の取組
5. 「教科に関する科目」と「教職に関する科目（教科の指導法）」の教員の連携
6. 教科の内容と指導法を融合させた授業の実施状況

1. 全学的に教職課程を統括する組織の設置

（1）新たな時代に向けた教員養成の改善方策について（教育職員養成審議会・第1次答申）

（平成9年7月教育職員養成審議会）

2. 教職課程の教育内容の改善

（3）具体的改善方策

1) 時代の要請を踏まえた改善を図る

（c）実践的指導力の基礎を強固にする

ア. 教職への志向と一体感の形成に関する科目の新設等

◎ 教職に関する理解の増進を含む適切な指導を通じ、教員を志願する者に「教師とは何か、教職とは何か」ということについて深く考察するきっかけを与えることをねらって、「教職への志向と一体感の形成に関する科目」（仮称、2単位）を新設する必要がある。

この科目は、教職の意義、教員の役割・職務内容等に関する知識の教授や、自らの進路に教職を選択することの可否を適切に判断することに資する各種の機会の提供などを、主な内容とするものとする。

このような趣旨にかんがみれば、この科目について、1年次配当の授業科目としたり、教育の本質・目標等に係る他の「教職に関する科目」の授業と適切に内容調整しつつ有機的に関連を持たせたりするなど、履修方法等に適宜工夫を凝らす必要がある。

また、この科目については、小・中学校等における教職経験が豊富で、特色ある教育活動を展開している教員による指導が効果的であると考えている。

□ 「教職に関する科目」群については、授業科目の名称から想定される内容が包括的に教授されていなかったり、科目間で本来必要な授業内容の一貫性が欠けているような実態がかなりあるとみられる。

このような状況を改めるため、各大学は、選択履修方式の導入に併せて教職課程における履修指導等の強化を図るとともに、総合的視点に立って特色ある教員養成を進める観点から、各授業科目に関する内容調整や情報交換を促す、例えば「教員養成カリキュラム委員会」といった仕組みを適切に整備する必要がある（下記イ.及びキ.も参照のこと。）。

イ. 教育実習の充実

《教育実習等における教授内容の整合性の確保》

□ 事前指導・教育実習本体・事後指導それぞれの内容の整合性・連続性、教科指導、生徒指導等に係る諸科目と教育実習との内容の整合性・連続性等を適切に確保する観点から、大学は、上記ア. 末尾に掲げた「教員養成カリキュラム委員会」などの仕組みを適切に活用するなどして、教職課程の中でこれら科目間の授業内容等の調整を十分に行う必要がある。

キ. 教育内容の一貫性等の確保等

□ 各大学においてシラバスの作成、授業科目の内容の調整、教育学系教員・心理学系教員等によるリレー講義等の企画・実施、学校や教育委員会等との連携など、カリキュラムの改善を促すため、上記ア. 及びイ. で述べた「教員養成カリキュラム委員会」を積極的に活用する必要がある。

(2) 養成と採用・研修との連携の円滑化について（第3次答申）

（平成11年12月10日教育職員養成審議会）

6 教職課程の充実と教員養成に携わる大学教員の指導力の向上

3. 具体的方策

(1) カリキュラムの体系的な確保と大学教員の果たす役割

大学が養成しようとする教員像を実現するためには、大学において教員養成カリキュラムの体系的な編成を行うとともに、教員養成に携わる大学教員が、当該カリキュラムの実施における自らの役割を自覚し、より実践的な授業を行っていくことが重要であり、「教員養成カリキュラム委員会」の設置、教職課程のモデルカリキュラムの開発研究、シラバスの作成を行うことが必要である。

大学が養成しようとする教員像を実現するためには、各大学において教員養成カリキュラムの体系的な編成が必要であり、また、教員養成に携わる大学教員は、教員養成カリキュラムの実施における自らの役割を自覚し、より実践的な授業を行っていくことが必要である。このため、以下のような取組を進めることが必要である。

a. 教員養成カリキュラム委員会の設置

第1次答申でも指摘したように、教職課程において授業科目の名称にふさわしい包括的・体系的な内容を確保し、また、教職課程における開設授業科目の間で内容の整合性・連続性を保つため、「教員養成カリキュラム委員会」を各大学において設置し、積極的に活用することが必要である。

また、この委員会において、教育実習・養護実習における事前指導・実習本体・事後指導それぞれの内容の連続性、教科指導・生徒指導等に係る諸科目と教育実習との内容の整合性・連続性等を適切に確保したり、シラバスの作成、授業科目の内容の調整、教科専門教員と教職専門教員によるリレー講義等の企画・実施、学校や教育委員会等との連携などによりカリキュラムの改善を促すことも必要である。

(3) 今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）（平成 18 年 7 月 11 日中央教育審議会）

1. 教職課程の質的水準の向上

(6) 教職課程に係る事後評価機能や認定審査の充実

(5) 教員養成カリキュラム委員会の機能の充実・強化

教職課程の運営や教職指導を全学的に責任を持って行う体制を構築するため、教員養成カリキュラム委員会の機能の充実・強化を図ることが必要である。また、学校現場や社会のニーズを取り入れた教職課程の改善を不断に行っていくシステムを構築することが必要である。

○ 教職課程の運営や教職指導を全学的に責任を持って行う体制を構築するため、課程認定大学においては、平成 9 年の教養審第一次答申等で提言された教員養成カリキュラム委員会の機能の充実・強化を図ることが必要である。

教員養成カリキュラム委員会については、今後は、教職課程の編成やカリキュラムの検証と改善、教職実践演習（仮称）の実施と評価、教職指導の企画・立案・実施、教育実習やインターンシップ等における学校や教育委員会との連携協力など、大学全体として教職課程を責任を持って運営していく上での中心的な役割を担う機関として、その機能の充実・強化を図ることが必要である。

○ このため、各大学の判断により、全学的に教科に関する科目の担当教員と教職に関する科目の担当教員の参画を得て運営することや、教育委員会との人事交流により教職経験者を配置すること、あるいは委員会の活動を支える事務組織の充実を図ることなどの工夫により、その機能の充実・強化を図ることについて検討する必要がある。また、委員会の名称の在り方（例えば、教職課程運営本部等）についても、各大学において適切に検討することが必要である。

○ 課程認定大学の教職課程が常に学校現場のニーズに対応したものであり続けるためには、教員養成カリキュラム委員会が窓口となり、学校現場や教育委員会からの教職課程に対する要望を聞き、それを学部等における教育に反映するなど、学校現場や社会のニーズを取り入れた教職課程の改善を不断に行っていくシステムを構築することが必要である。

(4) 教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について

（平成 24 年 8 月 28 日中央教育審議会）

Ⅲ. 当面の改善方策～教育委員会・学校と大学の連携・協働による高度化

2. 教員養成、採用から初任者の段階の改善方策

(1) 国公立大学の学部における教員養成の充実

②組織体制

○ 教員養成の質を全学的に高めるため、一部の総合大学では「教職センター」等の全学的な体制を整備し、教員養成カリキュラムの改善等に積極的に取り組んでいる。

こうした取組は、総合大学の有する資源・機能の教員養成に対する活用、教育学部の有する資源・機能の全学的活用等の観点からも極めて有効であり、多くの大学で同様の取組を推進することが必要である。

(5) これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（平成27年12月21日中央教育審議会）

4. 改革の具体的な方向性

(3) 教員養成に関する改革の具体的な方向性

③教職課程の質の保証・向上

- ◆ 全学的に教職課程を統括する組織の設置について努力義務化する。

ア 教職課程を統括する組織の設置

中央教育審議会答申等において、従来より教職課程を置く大学においては、教員養成カリキュラム委員会を設置し、教職課程のカリキュラムの充実や複数の教職課程間における科目の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等を図ることを提言している²¹。

このようなことから、多くの大学においては教員養成カリキュラム委員会等の設置が進捗している。また、上記のような機能に加え、学生への教職指導や教職課程を担当する教員に対するFDの実施、学校インターンシップ等の企画・実施等の機能を備えた教職支援センター等の組織を設置している例もある。

これらの組織は、教職課程の内容、学修量、成績評価基準の統一など、効率的・効果的な教職課程の全学的な実施や教職課程の質の維持・向上のために極めて有効である。また、前述の学部等の教育課程全体を通じた教員の養成を行うため、これらの組織が中心となって必要な取組を進めていくことが期待される。

こうしたことから、教職課程を置く大学における教員養成カリキュラム委員会や教職支援センター等の整備状況を踏まえつつ、全学的に教職課程を統括する組織の設置について努力義務化することが適当である。

²¹ 例えば、「養成と採用・研修との連携の円滑化について（答申）」（平成11年12月10日、教員養成審議会）や、「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（平成18年7月11日、中央教育審議会）、「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策（答申）」（平成24年8月28日、中央教育審議会）など。

2. 教職課程の自己点検・評価の実施

(1) 新たな時代に向けた教員養成の改善方策について（教育職員養成審議会・第1次答申）

（平成9年7月教育職員養成審議会）

2) 現行制度やその運用をより柔軟で効果的なものにする

- 平成3年の大学設置基準の大綱化に伴い、各大学においては自己点検・自己評価が努力義務として課され、その後の大学改革の過程において、様々な取組みが各大学で行われている。教職課程についても、その対象とされるべきことは当然であり、特に本答申に基づいてカリキュラム改善が進められた場合、自己点検・自己評価の重要性は一層大きなものとなる。

各大学においてこのような取組みを活発にするとともに、教育委員会等や学校の関係者を含め、外部の者による評価を積極的に進める必要がある。

(2) 養成と採用・研修との連携の円滑化について (第3次答申)

(平成11年12月10日教育職員養成審議会)

6. 教職課程の充実と教員養成に携わる大学教員の指導力の向上

2. 基本的考え方

- 大学の教育について実効ある自己点検・評価を実施するとともに、外部評価を積極的に導入していくことが必要である。

教員養成に携わる大学教員の指導力の向上を図るためには、大学の教育について実効ある自己点検・評価を実施するとともに、併せて外部評価を積極的に導入していくことが必要である。これまで多くの大学で大学・学部・学科・課程等の自己点検・評価がなされてきたが、とかく形式的で実効が伴っていないとの批判がある。教員養成の目的を達成するために適切な組織や教育活動であるかどうかについて更に厳しく自己点検・評価し、それを改善に反映させていくことが求められる。その際、大学・学部・課程等の設置目的の視点からそれらを達成するために構造的に体系化されたカリキュラム、授業科目、教育内容であるかどうか、その授業科目を担当するにふさわしい教員組織であるかどうか、授業方法は妥当であるかどうかなどを評価する必要がある。

(3) 今後の教員養成・免許制度の在り方について (答申) (平成18年7月11日中央教育審議会)

1. 教職課程の質的水準の向上

(6) 教職課程に係る事後評価機能や認定審査の充実

教職課程における教育水準の向上を図るため、引き続き、各大学における自己点検・評価やその結果に対する学外者による検証を促進していくことが必要である。

- 教職課程における教育水準の向上を図るため、引き続き、各大学における自己点検・評価や、その結果に対する学外者による検証を促進していくことが必要である。特に、保護者や学校現場、地域、教育行政など、養成された教員を受け入れる側(デマンド・サイド)の視点に立つことが求められる課程認定大学としては、卒業者を採用している教育委員会や学校の意見を積極的に聞くことができる体制を構築すること等により、評価の客観性・実効性を高めることが重要である。

(4) 教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について

(平成24年8月28日中央教育審議会)

Ⅲ. 当面の改善方策～教育委員会・学校と大学の連携・協働による高度化

2. 教員養成、採用から初任者の段階の改善方策

(1) 国公立大学の学部における教員養成の充実

③ 教職課程の質保証

- 事後評価に関し、課程認定委員会による実地視察については、訪問校を増やすとともに、評価の観点についても、認定時の水準の維持向上が図られているかに加え、学生や卒業生からの聞き取り、学校や教育委員会の評価も加えるなど、更なる改善を図る。これに加え、教員養成教育の評価システムや大学間コンソーシアムを活用した相互評価シ

システムの取組等新たな事後評価システムの構築を推進する。

(5) これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（平成27年12月21日中央教育審議会）

4. 改革の具体的な方向性

(3) 教員養成に関する改革の具体的な方向性

③教職課程の質の保証・向上

- ◆ 教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策について検討する。

イ 教職課程の評価の推進

教職課程の質保証の仕組みとしては、大学が教職課程を開設する際に受ける教員養成部会課程認定委員会による課程認定の審査及び教職課程の設置後に課程認定委員会の委員等により行われる教職課程実地視察がある。

教職課程実地視察については、各大学の教職課程水準の維持・向上のために有効であるが、現在の実施体制では1年間の視察数に限りがあることから、教職課程実地視察の体制の整備・充実を図ることが適当である。

また、教職課程の水準の向上を図るためには、教職課程に関するPDCAサイクルが適切に機能することが必要である。このため、まずは教職課程における自己点検・評価の実施を制度化することが適当である。

現在、教職大学院では、他の専門職大学院と同様に、法令に基づき、5年以内ごとに、教職大学院の目的に照らし、教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況について、認証評価団体による評価を受けることが法令上義務付けられており、一般財団法人教員養成評価機構がこれを担っている。

同機構による認証評価においては、国私立大学の大学関係者、外部有識者による訪問調査を含めたピアレビューを行い、評価基準に適合していると認められた場合は適格認定を行い、その評価結果はウェブサイト等で公表されている。

一方で、学士課程における教員養成教育の評価については、これまで上記の認証評価のような法令上の制度は講じられていない。そのような中、国立大学法人東京学芸大学では、他の国公立大学や教育委員会・学校関係者等の協力を得ながら、開発研究プロジェクトを立ち上げ、学士課程における教員養成教育の評価システム（教員養成教育認定）を開発し、評価活動を開始している。

この評価システムは、各大学が任意で参加するものであり、教職課程を有する大学における教員養成教育の多様性を尊重しつつ、学校や教育委員会の協力を得ながら、ピアレビューを中心とした、相互に学びあうコミュニティを形成し、大学の枠を越えて学士課程段階の教員養成教育全体の質的向上に資することを目指している。

今後、このような取組が既存の一般財団法人教員養成評価機構などの評価団体等に引き継がれ、継続・拡大され、各大学が主体的かつ恒常的に自己の教育内容や方法・組織を検証しながら、相互評価を行うことにより、教員養成の質保証システムが確立されることは、我が国の教員養成に有意義であり、各大学の積極的な参加が望まれる。

大学の教職課程の第三者評価については、地域や大学の特性、学部等の専門分野などに応じて、将来的には様々な評価主体によって全国的に取り組まれることが期待される。このため、国としても教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策について今後検討していくことが求められる。

3. 教職課程担当教員（教科に関する科目の担当教員も含む）のFDの実施

（1）養成と採用・研修との連携の円滑化について（第3次答申）

（平成11年12月10日教育職員養成審議会）

6 教職課程の充実と教員養成に携わる大学教員の指導力の向上

3. 具体的方策

（2）大学の教授法の研究開発

課題探求をする授業を組織する観点から、ファカルティ・ディベロップメント（FD）を積極的に実施することが必要である。

大学の教員は「大学教授法」を習得し、教え方をもっと大切にすべきである。担当授業科目のどのような内容をいかなる方法で指導すれば、学生の課題探求能力や創造能力などが向上したり、人格形成が促されたりするのかを考慮することなく授業を行っている大学教員が少なからず存在する。

大学教員が教育現場で起こっている様々な課題を的確にとらえ、大学の授業において課題探求をする授業を組織するならば、それを受講した学生は、授業内容を理解し追究する方法論を学びながら、同時にその授業から教育現場の教員としての授業の方法論を学んで実践力のある教員として育成される。その意味で、教職課程の大学教員は授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組（ファカルティ・ディベロップメント：FD）を積極的に実施することが必要である。

また、模擬授業や身体的表現活動などを積極的に取り入れるなど、より進んで教員養成に特化したファカルティ・ディベロップメント・プログラムを開発・実施していくことも必要である。

（4）これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（平成27年12月21日中央教育審議会）

4. 改革の具体的な方向性

（3）教員養成に関する改革の具体的な方向性

③教職課程の質の保証・向上

- ◆ 国、教育委員会、大学等は、教職課程の科目を担当する大学教員について、学校現場体験等の実践的内容や新たな教育課題に対応したFDなどを実施する。また、大学と教育委員会が連携し、人事上の工夫等により教職課程における実務家教員を育成、確保する。
- ◆ 大学は、教科に関する科目を担当する教員に対しFDなどの実施により教職課程の科目であることの意識付けを行い、各大学の自主的・主体的な判断の下「教科に関する科目」の中に「教科の内容及び構成」等の科目を設けて学校教育の教育内容を踏まえた授業を実施するなど、「教科に関する科目」と「教科の指導法」の連携を強化する。

ウ 教職課程担当教員の資質能力の向上等

教職課程においては前述のように、教職に関する実践力の基礎や新たな教育課題に対応できる力を持った教員の養成が求められる。そのためには従来の「教科に関する科目」（別紙「見直しのイメージ」においては「教科に関する専門的事項」）、「教職に関する科目」の区分にかかわらず、教職課程の科目を担当する教員は、上記課題に対応できる力を学生に身に付けさせることができるよう、指導力を高めることが必要である。

このため、大学においては、教職支援センター等の教職課程を統括する組織や教職大学院が中心となって、教職課程の科目を担当する教員に対し、学校現場体験を含む実践的な内容やこれらの教育課題に対応したFDなどを行うなどの取組を進めることが必要である。また、教育委員会とも連携して学校現場に携わる教員等を教職大学院をはじめとする大学の教職課程の教員として確保する取組も一層推進すべきである。さらに、大学の教職課程における実務家教員の育成及び確保に資するため、大学と教育委員会が連携し、例えば希望する一部の教員に対して大学と学校現場を交互に経験させるなどの人事上の工夫を行うことにより、理論と実践の両方に強い教員を計画的に育成し、これらの者が、最終的には大学の教職課程を担う教員として活躍できるようなキャリアパスを構築することも考えられる。

エ 「教科に関する科目」と「教科の指導法」の連携の強化

①において、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の区分の撤廃について述べたように、今後、従来の「教科に関する科目」と「教科の指導法」のより一層の連携を図っていくことが重要となる。従来の「教科に関する科目」については、学校教育の教科内容等を踏まえつつ適切に実施されるべきであり、このため、「教科に関する科目」を担当する教員に対し、大学において全学的に教職課程を統括する組織等がFDを実施するなどして、教職課程の科目であることの意識を高めることが必要である。また、「教科に関する科目」を担当する教員と「教科の指導法」を担当する教員が講義を協働して行うといった教科と教職の連携を進めることも重要である。なお、「教科に関する科目」と「教科の指導法」の連携の強化等の検討に当たっては、学校種ごとの教職課程の特性を踏まえる必要がある。特に、幼稚園においては、幼稚園教育における狙いや内容を「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の領域別に幼稚園教育要領に示しつつ、幼稚園における生活の全体を通じて総合的に指導するという幼稚園教育の特性を踏まえて検討を深める必要がある。

4. 実務家教員の確保・育成の取組

(1) 養成と採用・研修との連携の円滑化について（第3次答申）

（平成11年12月10日教育職員養成審議会）

6 教職課程の充実と教員養成に携わる大学教員の指導力の向上

3. 具体的方策

(6) 現職教員との交流

教職課程担当の大学教員が教育実習校等を訪問する機会を充実し、大学教員から現職教員

が学び、現職教員から大学教員が学ぶ関係を構築することが必要である。また、現職教員を教職課程を担当する常勤・非常勤の大学教員として任用することが必要である。

b. 現職教員の大学教員としての任用

教育理論だけでなく、教育実践に結び付いた教員養成の教育を行うため、現職教員を教職課程を担当する常勤・非常勤の大学教員として任用することが必要である。また、大学に現職教員を入れる、大学教員も現場に出すなどの方策以外にも、大学教員が教職経験のある者を自らの授業のスタッフとして活用する方法等、多様な活用方策を検討することが必要である。

(2) 教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について

(平成 24 年 8 月 28 日中央教育審議会)

Ⅲ. 当面の改善方策～教育委員会・学校と大学の連携・協働による高度化

2. 教員養成、採用から初任者の段階の改善方策

(1) 国公立大学の学部における教員養成の充実

②組織体制

○ 教職課程の担当教員については、当該研究分野における研究実績のほか、教員養成に対する関わり方についての明確な考え、実践的指導力育成への寄与の観点から、教員審査や教員評価を進める。実務経験者については、教職大学院を修了した現職教員等、指導者としてふさわしい教育研究実績を有する者の登用を促進する。

(3) これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～ (平成 27 年 12 月 21 日中央教育審議会)

4. 改革の具体的な方向性

(3) 教員養成に関する改革の具体的な方向性

③教職課程の質の保証・向上

◆ 国、教育委員会、大学等は、教職課程の科目を担当する大学教員について、学校現場体験等の実践的内容や新たな教育課題に対応したFDなどを実施する。また、大学と教育委員会が連携し、人事上の工夫等により教職課程における実務家教員を育成、確保する。

ウ 教職課程担当教員の資質能力の向上等

教職課程においては前述のように、教職に関する実践力の基礎や新たな教育課題に対応できる力を持った教員の養成が求められる。そのためには従来の「教科に関する科目」(別紙「見直しのイメージ」においては「教科に関する専門的事項」)、「教職に関する科目」の区分にかかわらず、教職課程の科目を担当する教員は、上記課題に対応できる力を学生に身に付けさせることができるよう、指導力を高めることが必要である。

このため、大学においては、教職支援センター等の教職課程を統括する組織や教職大学院が中心となって、教職課程の科目を担当する教員に対し、学校現場体験を含む実践的な内容やこれらの教育課題に対応したFDなどを行うなどの取組を進めることが必要である。また、教育委員会とも連携して学校現場に携わる教員等を教職大学院をはじめとする

大学の教職課程の教員として確保する取組も一層推進すべきである。さらに、大学の教職課程における実務家教員の育成及び確保に資するため、大学と教育委員会が連携し、例えば希望する一部の教員に対して大学と学校現場を交互に経験させるなどの人事上の工夫を行うことにより、理論と実践の両方に強い教員を計画的に育成し、これらの者が、最終的には大学の教職課程を担う教員として活躍できるようなキャリアパスを構築することも考えられる。

5. 「教科に関する科目」と「教職に関する科目（教科の指導法）」の教員の連携

6. 教科の内容と指導法を融合させた授業の実施

(1) これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（平成27年12月21日中央教育審議会）

4. 改革の具体的な方向性

(3) 教員養成に関する改革の具体的な方向性

③教職課程の質の保証・向上

- ◆ 大学は、教科に関する科目を担当する教員に対しFDなどの実施により教職課程の科目であることの意識付けを行い、各大学の自主的・主体的な判断の下「教科に関する科目」の中に「教科の内容及び構成」等の科目を設けて学校教育の教育内容を踏まえた授業を実施するなど、「教科に関する科目」と「教科の指導法」の連携を強化する。

エ 「教科に関する科目」と「教科の指導法」の連携の強化

①において、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の区別の撤廃について述べたように、今後、従来の「教科に関する科目」と「教科の指導法」のより一層の連携を図っていくことが重要となる。従来の「教科に関する科目」については、学校教育の教科内容等を踏まえつつ適切に実施されるべきであり、このため、「教科に関する科目」を担当する教員に対し、大学において全学的に教職課程を統括する組織等がFDを実施するなどして、教職課程の科目であることの意識を高めることが必要である。また、「教科に関する科目」を担当する教員と「教科の指導法」を担当する教員が講義を協働して行うといった教科と教職の連携を進めることも重要である。なお、「教科に関する科目」と「教科の指導法」の連携の強化等の検討に当たっては、学校種ごとの教職課程の特性を踏まえる必要がある。特に、幼稚園においては、幼稚園教育における狙いや内容を「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の領域別に幼稚園教育要領に示しつつ、幼稚園における生活の全体を通じて総合的に指導するという幼稚園教育の特性を踏まえて検討を深める必要がある。